

代筆不可

ご確認の上、チェックボックスに✓をつけていただき、2枚目の最後にご本人様のご署名をお願いいたします。

一人親方 労災保険 重要事項確認書(1)

チェック①✓



一人親方労災保険の加入対象について

- 会社に雇用されずに、個人で仕事を請け負っている
- 特定の会社に所属しているが、その会社と雇用関係になく請負契約で仕事を行っている
- グループで仕事をしているが、お互いに雇用関係はない
- 会社の代表だが、従業員は雇っていない

※どこかの会社に入社していたり、従業員を雇っている場合は
一人親方労災保険にご加入いただけません。

チェック②✓



保険料納入・脱退について、以下の内容をご確認ください

- ご加入初年度の保険料は、加入月～年度末(3月)までの一括納付のみの取扱となります。※保険料の日割はできません。
- 次年度(翌4月～)から保険料の納入・脱退を3期ごとに行っておりますので、〔3期分割納付〕もしくは〔一括納付〕のどちらかをお選びいただけます。
1期 (4～7月)、**2期** (8～11月)、**3期** (12月～3月)
- ご加入初年度は、年度末(3/31)脱退のみ可能です。(途中脱退不可)
次年度より、**1期**末日(7/31)、**2期**末日(11/30)、**3期**末日(3/31)にて脱退が可能です。
お決まりの際は希望する脱退日より前にお早めにご連絡ください。
(期日を過ぎると継続となり、保険料が発生します)
- 給付基礎日額は年度更新の手続き時に変更することができます。保険料の金額が変わりますので、希望があれば毎年2月頃までにご連絡ください。
- 次年度からの労働保険料納付についてご希望をお選びください。
 - ・納付回数 ☐ 一括払い または ☐ 3期分割
 - ・納付方法 ☐ 口座引落 または ☐ 来所現金支払もしくは銀行振込

(2)につづく⇒

代筆不可

ご確認の上、チェックボックスに✓をつけていただき、2枚目の最後にご本人様のご署名をお願いいたします。

一人親方 労災保険 重要事項確認書(2)

チェック③✓

:

■ 業務内容と従事した期間によっては、加入手続き後に健康診断が必要な場合があります。

健康診断を受診しないと加入承認がおりず、万が一の労災事故の際に補償がおりないことがありますのでご注意ください。

また、審査に日数がかかることがあります。(2ヶ月程)

(※労災保険番号は加入予定証明書に記載してお渡しいたします)

業務の種類	従事した通算期間	実施すべき健康診断
粉じん作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6ヶ月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6ヶ月	有機溶剤中毒健康診断

チェック④✓

保険料は、ご加入者様全員分をとりまとめ、一括して労働局に納付していますので、**期日は必ずお守りください。**

労災保険料が支払期日までに支払われず未納が発生したとき、督促に応じないとき、健康診断が必要であるのに受診していただけないときは労働保険等の事務を解除されても意義はありません。また解除は遡って手続きをする場合があります。

(※解除とは、労災保険に加入していないということです。解除の通知は、労働基準監督署にも提出されます。)

上記内容を確認した上で、申し込みをします。

令和 年 月 日

加入者氏名

代理人氏名